

## 港区防災街づくり整備指針（素案）について

### 1 指針策定の背景と課題

港区防災街づくり整備指針は、区・区民・事業者それぞれが防災性を向上する取組を行う際の手引書として活用するものであり、主にハードの側面から災害発生前の予防段階における防災街づくりを対象とします。

区は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、主に地震災害を対象とした「港区防災街づくり指針」を平成10年5月に策定し、災害に強い街づくりを進めてきました。その後、策定から10年以上が経過し、都市型水害への対策や開発事業等による街の進展に合わせた防災対策を指針に反映する必要があったことに加え、平成23年3月に東日本大震災が発生し、津波、液状化、帰宅困難者の発生や高層建築物の揺れなど、新たな課題が生じました。そのため、津波、液状化について区独自のシミュレーションも実施したうえで、港区防災街づくり整備指針を平成25年3月に策定しました。

この間、頻発化・激甚化する自然災害、情報通信等の先端技術の進展、SDGsへの対応、災害関連法令等の改正等など社会情勢が変化しています。また、令和4年5月に東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、津波、液状化シミュレーションを行うための地震のモデルを変更しました。

このような社会情勢の変化を踏まえるとともに、港区防災対策基本条例に基づき港区地域防災計画とも整合を図り、さらに改めて区独自の津波、液状化シミュレーションを実施した上で、災害に強い街づくりを総合的に推進するため、本指針を策定します。

### 2 指針のポイント

#### (1) 第3章 防災街づくりにおける新たな視点《56~58ページ》

防災街づくりに関わる現状と課題を踏まえ、策定にあたって3つの視点を掲げます。

- ① 「弱みを低減する」に加えて「強みを活かす」街づくりへ
- ② 安全につながる防災資源の充実と地域への貢献
- ③ 防災街づくりを加速させる、新たな社会ニーズ

#### (2) 第4章 防災街づくりの基本理念《59ページ》

みんなでつくろう！ 災害を乗り越えることができるまち、港区

区は、区民、事業者の方とともに区民等の生命・財産を守る防災対策は着実に進めながら、災害時でも都市機能、生活機能を維持するための対策を進めることで、災害時でも自立して生活や事業を継続できる建物・地域・まちを形成していきます。そして、災害時でも人々の多様性に配慮して、誰もが優しくされ、人とのつながりを保ちつつ、できるだけ不安のない生活が送れるよう、協力して災害を乗り越えることができるまちを目指します。

### (3) 第5章 防災街づくりの基本方針・施策《60~75 ページ》

#### ① 防災街づくりの基本方針：

基本理念に沿って「災害を乗り越えることができるまち」を実現するため、3つの基本方針を掲げます。

- 基本方針1：被害を軽減し、区民等の生命・財産を守ることで、住み続けられる強い街を形成
- 基本方針2：災害後も都市活動を継続・早期復旧できる回復力のある街を形成
- 基本方針3：街や建物の更新を契機とした防災力の高い街を形成

#### ② 防災街づくりの施策：

基本理念、基本方針を踏まえ、災害への対策を地震対策、風水害対策、共通の3つに区分し、それらに関する施策を設定します。

- 地震対策：道路機能の確保、延焼遮断帯の形成・オープンスペースの整備、建築物の耐震化・不燃化、高層建築物等の防災対策、在宅避難の促進、帰宅困難者対策
- 風水害対策：堤防・防潮堤・下水道施設等の整備、雨水浸透・貯留施設設置等の推進、浸水対策
- 共通：がけ・擁壁・ブロック塀の安全確保、施設・エリアの機能維持、避難関連施設の安全確保・機能維持、共助の推進、災害時の情報収集・提供

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月25日 パブリックコメント

～1月24日

令和6年3月下旬 港区防災街づくり整備指針 策定